原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のとおり改正する。

第十八条第一項中「八人」を「十三人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年一月十五日から施行する。

告　示

○総務省告示第五号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、参議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十七年一月十五日

総務大臣　山本　早苗

名称	公明党本部周辺地域
期間	平成二十七年一月十七日から平成二十八年一月十六日まで
地域	東京都新宿区　南元町 信濃町 霞岳町（環状三号線（外苑東通り）の部分及び同線の東側部分に限る。） 東京都港区　元赤坂二丁目（二番に限る。） 北青山一丁目（六番及び七番に接する環状三号線（外苑東通り）の部分に限る。） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○総務省告示第六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十三第四項の規定により、特定基地局の開設に関する計画を認定したので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月十五日

総務大臣　山本　早苗

認定をした日	認定の有効期間	指定した周波数	認定を受けた者の名称	特定基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局の移動範囲
平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日から平成三十一年十二月二十一日まで	三、四八〇MHzを超え三、五二〇MHz以下	株式会社ＮＴＴドコモ	全国
平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日から平成三十一年十二月二十一日まで	三、五二〇MHzを超え三、五六〇MHz以下（沖縄総合通信事務所の管轄区域に係るものを除く。）	ＫＤＤＩ株式会社	全国
平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日から平成三十一年十二月二十一日まで	三、五二〇MHzを超え三、五六〇MHz以下（沖縄総合通信事務所の管轄区域に係るものに限る。）	沖縄セルラー電話株式会社	全国

平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十二日から平成三十一年十二月二十一日まで	三、五六〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下	ソフトバンクモバイル株式会社	全国

○法務省告示第三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年七月十二日法務省告示第三百四十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月十五日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表石田隆幸の項及び有限会社滝原スワインファームの項を削る。

第三号中「平成二十三年七月十二日」を「平成二十七年一月十五日」に改める。

○法務省告示第三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十二月七日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月十五日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表株式会社一の坊の項及び株式会社和多屋別荘の項を削る。

第三号中「平成二十三年十二月七日」を「平成二十七年一月十五日」に改める。

○法務省告示第三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年八月二日法務省告示第三百七十六号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月十五日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表株式会社ホテルニュー高松の項及び有限会社草津ハイランドホテルの項を削り、同表に次のように加える。

株式会社大阪屋	群馬県吾妻郡草津町大字草津三百五十八番地一	ホテル業務

第三号中「平成二十三年八月二日」を「平成二十七年一月十五日」に改める。

○法務省告示第三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十月十一日法務省告示第四百六十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月十五日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社キタザワ	東京都江東区三好二丁目十番六号	工業包装
二孝建設株式会社	東京都練馬区西大泉三丁目二十三番二十二号	建設機械施工
株式会社ＧＯＯＤ	東京都練馬区西大泉三丁目二十三番二十二号	建設機械施工
有限会社カラークリエイション	神奈川県藤沢市下土棚千百四番地の十二	塗装